

区長

本日は皆さま、お集まりいただきありがとうございます。

第3回区議会定例会に上程する補正予算案についてご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、主なものとして、ケアする方々に向けて、福祉の現場で苦勞されている事業所や職員を支える取組、誰一人取り残さないデジタル化の実現に向けて、高齢者のデジタル活用を支援する取組、都内で最も児童養護施設の多い杉並区として、社会的養護のケアを離れた子どもや若者、いわゆるケアリーバーの自立を支える新たな取組のほか、インフレスライドに伴う学校改築等に係る追加の工事費など、新たな事情や緊急性の観点から必要な経費を計上しました。補正予算額は110億3,445万7千円、補正事業は28事業です。詳細は付属資料「補正予算の事業一覧」をご確認ください。

ひとつ目のテーマは「ケアする人をケアする地域社会」です。ケアする人たちが誇りをもって働き続けられるケア中心の優しい社会を目指して、2つの事業をご紹介します。

まず、物価高騰に直面する区内事業所を区独自に支援する、介護・障害者施設への食材費・光熱費等助成についてです。長引く物価高騰は、私たちの生活だけでなく地域社会を支える福祉施設にも大きな影響を与えています。ご承知のとおり、介護サービス事業所、障害者施設などは国の制度に基づく介護報酬等を主な収入源としており、食材費などの物価が上昇しても柔軟に対応することが難しい状況にあります。この間の事業所支援の状況ですが、保育所等に関しましては、東京都の事業を活用し、第2回区議会定例会補正予算において計上し、食材費及び光熱費を助成してきました。また、介護施設や障害者施設の一部においては、現在、東京都が食材費や光熱費など、それぞれご覧のとおり実施しています。そこで、この度区では、都が行う助成事業の対象外となっている区内事業所に対し、独自に物価高騰相当分を助成することとしました。介護サービス事業所については、「短期入所」、「通所」、「訪問・相談」の計615事業所に対し、食材費及び光熱費等の一部を助成します。また、給食等の提供を行う障害者通所施設に対しましても、食材費の一部を助成します。いずれも、令和7年4月から9月分を対象とし、財源は国の地方創生臨時交付金を活用してまいります。

続いて、介護現場の負担軽減と質の向上を支援するための、ケアプランデータ連携システム導入の推進についてです。現在、介護分野における生産性向上は、職場環境の改善や人材確保の観点から重要な課題となっています。特にICT化による、介護記録や情報共有、報酬請求などの業務の効率化を進めていくことが求められています。こうした介護事業所のICT化を全国的に普及するため、国は「ケアプランデータ連携システム」を構築しました。従来のケアプランのやりとりは、FAXや郵送など紙を使った方法により行われ、手入力によるミスが起きやすく、書類の管理などの煩雑な業務が、介護現場で働く方々の負担となっていました。「ケアプランデータ連携システ

ム」を導入することにより、居宅介護支援事業所と居宅サービス事業所がケアプランのやりとりをオンラインで完結することができるようになります。現在、区内でケアプランデータ連携システムを導入している事業所は 29 所で、全体の 4%にとどまっています。そこで、都の事業を活用し、令和 7 年度末までに 140 所、全体の 20%を目標に導入を支援し、介護現場の負担軽減を図ってまいります。また、導入を進めるにあたっては、これまで導入の妨げとなっていた、パソコン操作への不安感を払拭するため、システムのインストールから導入後のフォローまでを伴走支援してまいります。このシステムの導入により、業務の効率化が図られ、介護事業所職員の負担軽減につながるとともに、将来的には関係者間の情報連携が進み、さらなるケアの質の向上が期待できます。なお、今回の支援実績等を踏まえ、令和 8 年度以降もさらに導入が進むよう必要な支援を行っていきたいと思っています。

2 つ目のテーマは、「誰一人取り残さない、デジタル化の恩恵をすべての方に」です。デジタル化の進展は私たちの暮らしを便利にしている一方、環境やスキルの差で「分からないから使えない」と感じる人との間には格差が生まれることもあります。誰もが安心して使える場をつくり、地域で支えあいながらデジタルの便利さをみんなで享受していくことが必要であると考えています。そういった取組の一環として、くらしを便利に楽しくしていくための、高齢者のスマートフォン購入助成についてご紹介します。税や保険料の支払い、子育てに関する申請などの行政デジタルサービスをはじめ、社会はデジタル化でどんどん便利になっています。こうした中、高齢者のスマートフォン所有率は増加していますが、所有していない割合も一定数存在しており、デジタル化の恩恵が受けられない状況となっています。高齢者がスマートフォンをスムーズに活用できると、家族や友人と気軽に連絡を取り合ったり、買い物や手続きを自宅からできて生活が便利になったり、健康管理や見守りサービスの利用でまわりにとっても安心感が得られるなど、デジタルデバイドの解消を通じて、高齢者の QOL (クオリティ・オブ・ライフ) の向上につながることが期待されます。そこで、都の補助金に区の独自財源を加え、初めてスマートフォンを購入される方などを対象に、3 万円を上限として購入費を助成します。この購入助成は、令和 7・8 年度の時限的な取組として実施し、今年度は 600 人を対象に、申請開始は、11 月 10 日を予定しています。

また、この助成を受けるにあたっては、区が 10 月から開始する健幸アプリ「すぎなみチャレンジ (通称: なみチャレ)」を登録していただきます。このアプリは、身体的な健康だけでなく、心理的・社会的な健康を含む、ウェルビーイングの実現を目指すという想いを込め、「けんこう」の「こう」に「しあわせ」の字を使いました。このアプリを登録すると、歩数や健康イベントへの参加などに応じてポイントが付与されます。こうした健康活動に加え、ボランティアなどの社会活動にもポイントが付与され、区民の皆さまの健康づくりを応援します。

あわせて、令和 7 年 10 月から地域区民センター 4 か所に開設するデジタルに関する

るさまざまな相談ができる常設の相談窓口と連携し、「操作方法が分からない」「トラブルに巻き込まれそう」といった疑問や不安を解消し安心して使い続けることができるようサポートしていきます。この窓口では、相談支援のほか、概ね月 20 回の頻度でスマホ初心者向けのセミナーなどを実施することとしており、こうした一体的な取組を通じて、誰一人取り残さないデジタル化を進めてまいります。

最後のテーマは「ケアリーバーが未来を描ける社会」です。すべての子どもが社会の一員として尊重され、等しく未来に希望を持てる社会は、すべての人にとって優しい社会です。この実現に向けた取組をご紹介します。児童養護施設等を離れる子どもの自立を支援します。杉並区児童養護施設退所者等応援基金の設置です。杉並区には都内で最も多い 5 つの児童養護施設があり、里親等を含めると 200 人を超える子どもたちが、社会的養護のもとで生活しています。児童養護施設を退所した子どもたちは、頼れる職員のもとを離れ、経済的・心理的にも自立を求められるため、困難な状況に陥るケースが少なくありません。実際、退所者へのアンケート調査によると、退所に向けて不安だったこととして、「生活費や学費のこと」が最も多く 57.5%となっています。こうした自立に向けた経済的な不安を軽減し、安心して社会に巣立てるようにするため、区では、新生活の基盤を築く費用として 1 人につき 20 万円までの自立支度金を給付する事業を実施してきました。こうした区取組に共感してくださった区民の皆さまから、寄付という形になって応援が寄せられています。寄付者の思いに的確に応えるとともに、子どもたち一人ひとりの状況に応じて支援ができるよう、「杉並区児童養護施設退所者等応援基金」を設置し、事業を安定的に継続できる仕組みを整えます。現在は、自立支度金の支給で支援しておりますが、今後は、この基金の積立額を踏まえ、支援メニューの拡充も検討していきます。また、児童相談所の開設に合わせて、施設等から自立した子どもたちの孤立を防ぎ、必要な支援に適切につながるための「社会的養護自立支援拠点」の整備も進めており、心理的な負担の軽減にも取り組んでいきます。子どもたちの未来を支えるために、今後も多くの区民の皆さまや事業者の皆さまからのご支援を心よりお願い申し上げます。

その他、各事業の経費等については、お手元の資料をご確認ください。私からの補正予算に関連する説明は以上になります。

続いて、皆さまからのご質問にお答えする時間に入ります前に、杉並区障害者団体連合会に対する労働基準監督署からの是正勧告に関しまして、区の対応に関するコメントとしてお話しさせていただきます。

既に複数のメディアに取り上げられているところですが、区が「杉並区立和田障害者交流館及び杉並区立高円寺障害者交流館運営管理業務」を委託した相手先である杉並区障害者団体連合会が、令和 7 年 7 月 31 日付けで新宿労働基準監督署から、労働基準法等の違反の是正勧告を受けたことについて、これまでの経過と区の今後の対応

をご説明させていただきます。

障害者団体連合会は、区内の障害者団体、15 団体から構成されている任意団体であり、障害者ご本人とご家族のサポートをはじめ、区内の障害者福祉の向上に向けてご尽力いただいている団体です。区との関係においては、区立障害者交流館の運営管理業務を、平成 14 年から区の委託事業として担っていただいている団体でもあります。委託開始から令和 7 年 3 月までの間、この事業の中で連合会は、知的障害者及び精神障害者を一般就労に向けた訓練の一環として建物内の清掃員として配置し、連合会が雇用した清掃指導員のサポートのもと、お一人おひとりの障害特性に合わせた支援を行ってきました。区としても、この清掃員は、その実態に照らして、労働関係法令の適用を受ける労働者ではない、訓練的な清掃業務を行っていただいているものと認識していました。しかし、今般、労働基準監督署は、連合会と清掃員ご本人との間で取り交わされていた関係書類などの内容を外形的に確認した上で、清掃員は労働関係法令の適用を受ける労働者であると判断し、最低賃金に満たない部分の賃金を支払うことなど、労働基準法などの規定に基づく是正勧告を行ったものと受け止めています。

区は、障害者が安心して働ける環境を整え、民間企業等における障害者雇用を促進する立場にあるところですが、連合会に委託した事業の実施にあたり、こうした結果を招いたことに対しまして、発注元である区の最高責任者として、大きな責任を感じております。

私としては、この間、必要な支援を受けながら清掃作業にあたってこられた障害者の方たちの業務の実態と、ご本人と取り交わしていた書類の内容の間に乖離が生じてしまったのは何故か、また、その乖離を把握し改善することができなかったのはどうしてなのかなど、今回の事案が発生した経過や原因について、専門的な知見を持った第三者による調査を実施し、区の法的な責任や道義的な責任の有無も合わせ、客観的な視点から明らかにする必要があると考えております。

障害者団体連合会からは、連合会として是正勧告に従いたいという報告を受けております。区としては、違反事項の早期の是正と再発防止策の構築に向け、今後、出来るだけ速やかに第三者による調査を実施し、原因の究明と再発防止策の検討を進めてまいります。また、並行して、違反事項について速やかに是正がなされるよう、第三者の調査結果を踏まえつつ、連合会と連携しながら適切に対応してまいりたいと思っております。

私からは以上です。この後は、皆さまのご質問をお受けする時間にしたいと思います。

広報課長

それではここから皆さまからのご質問をお受けいたします。ご質問の際はこちらからご指名の上マイクをお渡しいたしますので、まず社名とお名前の方をおっしゃっていただければと思います。それではご質問がある方、挙手をお願いいたします。

記者

フリーランスの亀松と申します。高齢者のスマートフォン購入助成についてお伺いしたいのですが、こちらで対象となる高齢者というのは、何歳以上の方を指しているのでしょうか。

区長

65歳以上の高齢者の方です。

記者

65歳以上であれば、初めての購入であれば申し込みができるということですね。

区長

はい。

記者

分かりました。もちろんスマホは非常に便利ではあるのですが、逆にリスクが高まる恐れもあると思うのですけれども、最近いろんな例えば詐欺とかですね、あるいは個人情報が取られてしまうとか、そういうリスクへの対策というのはどのように考えていますか。

区長

先ほどご紹介しました、連携をします区の高齢者等を対象としたデジタルデバイドの相談窓口におきましても、こういったスマートフォンの利用によるさまざまなリスクに関しては、特に高齢者の方が非常に不安に思っているトラブル、詐欺などに関しては、こちら重点事項として講習の中にもきちんと位置付けていく予定です。

記者

分かりました。ありがとうございます。

広報課長

それではお次ご質問ある方いらっしゃいますでしょうか。

記者

東京新聞の佐藤と言います。2点お伺いしたいのですが、まずスマホの購入支援の件で、所有率が80歳以上だと30.7%とご紹介いただいているんですけど、高いから買えないという方もいる一方で、そもそも必要性を感じていないという方も恐らくいるのかなと思います。先行する自治体もあるのか分からないんですけど、その

辺のニーズについて、どういうふうにお考えになった上でこういった施策を出されたのかと思ひまして、その辺のお考えをお伺いできますでしょうか。

区長

やはり今回東京都が行うということで、都の高齢者の方が対象になるということで、これが一つ大きな今までの施策を広域化するという観点があると思います。その中で、この都の事業の人数をもうちょっと私たちとしては大きくしていきたいということで、区の上乗せ分として対象者を600人ということで設定しまして、事業を行うものでございます。他の自治体の実施状況なんですけれども、杉並区を含め、11区が実施の予定と聞いております。

記者

分かりました。もう1点、障害者団体連合会の件で、訓練内容と実際の契約の内容に乖離が出てしまったというご説明があったんですが、区としてはそういった労働者性が強く疑われるような契約書面を交わしていた、あるいはちょっと取材で伺ったんですけど、訓練とはおっしゃってはいるんですが、計画を立てていたりですとか、訓練の内容を振り返るみたいなことはしていないという話も聞いたんですが。つまり訓練の実態としては乏しいのかなと感じているんですが、その辺の実態については、区は把握していたのかどうかということについて、契約証明の存在も含めてご存じだった上で、議会などでは訓練だというふうに認識しているという答弁をされていると思うんですけども、どこまで状況を認識されていたのかについて、お分かりになる範囲で教えていただいてもよろしいでしょうか。

区長

障害がある方の訓練の実態ということはかなりきちんと連合会とのコミュニケーションの中で把握をしておりました。先ほど申し上げたように、障害の特性に応じて、その方の参画を支援するという、連合会がそのような考えで事業を行っていたということも把握しておりました。一方で、ご指摘のあったように、労基からの是正勧告ということは、その実態と書面上のやりとりをしていたものとの乖離ということが明らかになったことも、私たち区として、責任を持って認識をしているところです。これに関して、早期の対応が可能だったのではないかという考えも持っていて、ですので、専門家も入った方に調査を依頼しまして、どうしていつどのようにというところについて、第三者の視点から検証していただきたいと考えておるところです。

記者

1点だけ、契約書面を労働者の方と連合会で交わしていたこと自体は、区は以前から把握はしていたということでもよろしいですか。

区長

はい。

広報課長

それではお次の方、どなたかいらっしゃいますでしょうか。

記者

都政新報の服部です。2点なんですけど、物価高騰に直面する区内事業所を支援しますという介護サービス、通所施設のところなんですけど、令和7年度上半期分を支援するということなんですけど、もう終わった分を補助するということだと思っておりますが、今後はどういうふうにお考えなんでしょうか。

もう1点は、先ほどの障害者施設の件なんですけれども、第三者による調査を速やかに行うということなんですけども、メンバーはもう選定されているのでしょうか。それともこれからやるのでしょうか。そのメンバーというのは、今後公表するお考えはあるのかなどお願いします。

区長

はい。まず1点目についてです。上半期の支援の事業であるんですけれども、当然この物価高騰というのは、社会の情勢がどのようになっていくのか、物価高騰が収まるということはなかなか考えづらい状況でありまして、これは国も都も当然この対策の継続の是非について考えているところだと思います。私たちとしましては、特にこの場合は、都の今後の展開をしっかりと注視して、基本的には先ほど申し上げたように、介護や障害者のケアの現場の皆さんの、ケアする人をケアするという考えに基づいて、必要な支援を続けていくことになるのではないかなというふうに考えております。

2点目に関してですけれども、調査のメンバーに関してまだ決まっておりません。ただ、専門的などということですので、労働法なども含めた法的な知見がある、恐らく弁護士の方が入ることは間違いないと思います。この構成についてなど、もちろん公表していきますし、その調査の結果ということが一番大切ですので、公表するのはもちろんなんですけれども、これが将来の杉並区の障害者施策にきちんと反映されるよう、そういった思いで調査をお願いしたいと思っております。

広報課長

では、お次の方。

記者

朝日新聞の寺澤と申します。先ほどの障害者の就労の是正勧告についてなんですけれども、第三者の調査委員会ということなんですけど、いわゆる第三者委員会を区とし

て設置されるという認識なのか、それとも区の職員さんも入った中で第三者を入れてやるのか、そのあたりって詳しく決まっていますか。

区長

詳しく決まっているというわけではないんですけれども、いわゆる第三者委員会のような大規模な形とは考えておりません。適切な形で専門家の方に、さまざまな当事者や関係者のヒアリングなどが中心になると思うんですけれども、これを行うにあたっては、当然区の職員や区の関係者も聞き取りの対象にはなるとは思いますけれども、区の内部の者が検証の中のグループに入るということは恐らくないと考えています。

記者

区として調査委員会を設置して、そこに第三者を入れるというようなイメージですか。第三者だけの委員会を設置するというわけではなくて、第三者の方を交えた検証委員会みたいなそういうイメージ。

区長

そういうイメージではないというのが答えなんですけれども。こういう調査に関してはさまざまなやり方があると思うんですけれども、ここに透明性や公平性があるという独立性があるということが大切だと思っておりますので、複数人に調査をお願いするとは思いますが、重要なことは、調査をしていただいて報告書を出していただくという、それを区が受け取るという形になると考えています。大丈夫でしょうか。

記者

第三者委員会をつくるということなんですよ。

区長

そういうことなんですかね。

記者

ありがとうございます。あと関連してなんですけど、長い期間、例えば10年以上とか、連合会で、清掃業務で働かれた方、最低賃金の半分とかで働いていたと思うんですけど、最低賃金までの賃金の補償だったりとかそういうのを区として積極的にしていくとかそういうお考えはありますか。

区長

はい。これがまさに是正勧告の内容というのが、この最低賃金と今回お支払いしていた差額に関することでしたので、この是正勧告を連合会が受け入れるということは、

差額の分を払っていくということは明確だと思います。ただ、これに区がどれだけ、どのような支援をするべきなのかということも含めてですね、これが先ほども申し上げた法的道義的責任の部分になるんですけれども、これを明確にしたいということもありまして、調査を依頼するというそういう考えでございます。なのでまだ今のところは区がいくら支援しますとか、そういったことは決まっているわけではございません。

記者

ありがとうございます。ちょっと変わるんですが、児童養護施設の件でお聞きしたいんですけれども、基金を新しく設置されるということなんですが、具体的に何が足りてなくて、こういうところに支援したいとか、養護施設を出られる方がいらっしゃると思うんですけど、いわゆるニーズのところと、あと 23 区内でこうした基金を設置されているところの先行事例などあるのでしょうか。

区長

はい。これは児童養護施設を単立つケアリーバーなんですけれども、私たちが今、いろいろなアンケート調査や、それから施設の関係者の皆さまの中で一番痛感しておりますのは、心の健康も含めた医療のサポートだというふうに考えております。20 万円の自立支援というのはまず居住ですね、住居に関する、自立して始めることができるという物質的な支援ということが大変重要なんですけれども、そこにあわせて健康をサポートしていくことが一つあるかなと思っています。他区の事例ですけれども、複数あるとは思いますが、世田谷区がケアリーバーの支援ということは非常に積極的に経験値もあって、私たちが学んでいることの一つでございます。例えば運転免許証の取得だとか、さまざまな資格ですね。就労をサポートする資格、もしくはパソコンの購入など、そういったことをサポートしているという自治体もあると認識しておりますので、その子どもお一人お一人に合った自立の支援の方法ということを考えていきたい、それに対応できるよう基金を設置したいという考えです。

記者

ありがとうございます。最後にちょっとお願いなんですけれども、先ほど障害者連合会について、区長が冒頭コメントしてくださったんですが、もし可能ならコメントを紙でいただけないか。もし可能ならお願いしたいなと思ひまして。

区長

はい。今日の記者会見の後に私が申し上げさせてもらったものに関しては、ホームページで発表いたしますので、早急に区民の皆さまにも社会的にもお伝えできるようにしてまいります。

記者

ありがとうございます。

広報課長

では次に、後ろの羽田さんどうぞ。

記者

羽田ゆきまさ報道局の羽田ゆきまさです。スマホについてですけれども、誰一人取り残さないデジタル化の恩恵をすべての方にとのことなんですけれども、600人だととてもじゃないですけど全ての人には程遠いのではないかと思います。この600人対象で、未利用者の何パーセントとかが利用者になるのか、所有率の目標などあるのか、そこら辺をお聞きしたいです。

区長

そうですね。おっしゃるように、全ての人を取り残さないという厳密な意味では、全ての高齢者お一人お一人ということになるとは思うんですけれども、もちろん財源の限界もございますので、この目標人数を設定したところです。重要なことは、スマホの購入助成の事業というのは、単独で考えているわけではなくて、少し申し上げたんですが、区が独自に展開をしますスマホのデジタルデバインド常設相談窓口というものがあるんですね。これを5カ所の地域区民センターを巡回するかたちで毎週、曜日を決めて行ってまいります。ですので、スマホを持っていない方というのが今回のスマホ購入の対象者なんですけれども、もうすでにスマホを持っている高齢者の方も多いので、そういう方たちも含めて使いやすい、使える環境を、そして安全な環境を整えていくという考えです。

ご質問の何パーセントというお話なんですけど、スマホを持っていない人の人数が、杉並区内の中でという統計になるとは思うんですけれども、今私の手元にはなくて、これが算出が可能なのかどうかも含めて、あとで所管に聞いていただきたいと思います。

記者

今の5カ所でやるっていうもので、今年度で大体何人くらいに教えてあげるとか、そういうことができるというふうな人数はどのくらいと考えているんでしょうか。

区長

計算はあるとは思いますが、これくらいの人数を想定して予算をつくっていきますので。先ほど申し上げた5つの地域区民センターで、毎週火、水、木、金、土と巡回する形になります。時間が朝の10時から午後7時までで、そこで何人の方がいらっしゃる、お一人お一人に対応していきますので、ちょっと予測が難しいところもあるとは思いますが、まずやってみることが大切な事業だと思っています。

す。そして高齢者の皆さまに、杉並区の高齢者、福祉の施設であるゆうゆう館などを通じて、さまざまなコミュニケーションの手段を通じてお知らせするというのもってどのくらいの方が来てくださるのか。まず最初に人数を見るためには、始動してみることが必要だというふうに考えています。

記者

今年度だけでなく、その後もやっていくためのデータにもなるってことですかね。

区長

すみません、失礼いたしました。訂正です。デジタルデバイド常設相談窓口は、5カ所ではなくて4カ所ということでした。

これからこの先もってことですよ。これも実績をまず見てみなければいけないなと思っております。この実績に応じてなんですけれども、決してやっぱり短期ですぐに半年とか1年とかでものすごい効果が上がるということはなかなか難しいと思いますので、中長期的な気持ちでやってまいりたいと思っておりますけれども、これも実績を見て判断していきたいと思っております。

記者

あとケアプランデータ連携についてです。目標は20%ということなんですけれども、来年度も少なくともやるようなことだと先ほど発言あったと思いますが、これは継続して行って100%を目指すというような感じなのか、例えば60%とか、ある程度のところまでは補助を続け、ある程度のところでは打ち切って、あとは事業者さんがやってくださいよという感じに考えているのか、どちらなのか教えてください。

区長

究極的には100%を目指しています。これも国の目標というのが3割だというふうに聞いています。そして、私たち自身は年度の途中から事業を始めるということもありまして、目標を事業者数の2割、140所に設定をいたしました。そして、今おっしゃっていただいたように一番支援したいと思うのは、ケアプランのデータ連携というのを導入したいのにできない、この理由というのが物質的な機材だったり、そもそも扱う人の苦手意識だったり、その時間だったりしますので、まずここを導入ができるように支援していきたいというのがあります。ご質問いただいたように、これを拡大していきたいというのは当然なんですけれども、まず最初にそういった方たちを支援することによって成果がある程度現れてくると思っています。この成果を見てですね、自発的に導入する事業者の方もいらっしゃると思っておりますし、もしこれがもっと支援が必要だということが事業者から、会合とかで声が上がってくれば継続ということもあるのではないかなというふうに考えています。

記者

分かりました。

広報課長

では後ろの方。

記者

しんぶん赤旗の林と申します。物価高騰に直面する区内事業者の支援について伺います。制度なのですが、物価高騰対策の支援として、国や都の支援対象外だった施設に区独自の予算をつけたというような理解でよろしいでしょうか。

区長

はい、合っています。

記者

あと必要性なのですが、なぜここに支援すると決めたのでしょうか。

区長

そうですね。当然問題意識としては、物価高騰の対策、先ほども最初に申し上げたんですけれども、食費だとか光熱費というのが、介護報酬によって収入が決められている事業所ですので、ここに対する柔軟性のある対応というのが非常に難しいということで、都や区が光熱費や食材費を助成するということです。それだけではないと言いますか、やっぱり昨今の介護、障害の現場で働く方たちの人手不足や待遇についても社会的に大きな課題となっています。そういう中で、基礎自治体として何ができるのかということ考えたときに、少なくともこの都の対象から漏れてしまった比較的小規模な事業者のニーズということは、普段の仕事を通じて所管の職員が痛感しているところでしたので、こういった声をしっかりと聞き取る形で今回の支援に繋げてきたという経過です。

記者

ありがとうございます。所管の職員さんが施設の方からの聞き取り状況でということですかね。

区長

福祉の現場というのは、1つの事業者というわけではなくて、連絡会とかいろいろな協議会とかというのはさまざまなところのレベルでございます。こういったところから現場の声を聞き取っていくということが大切な仕事の1つですので、そういった仕組みを活用して普段からコミュニケーションをしているところです。

記者

ありがとうございます。あと先ほどの質問の答えが分からなくてもう一度聞いてしまおうんですけども、令和7年度上半期以降は必要な支援を続けていくことになるのではと思う、とおっしゃっていたと思うのですが、これは都や国の対応を見てという感じでしょうか。

区長

それももちろんございます。そして、社会の動向もでございます。資源の配分というのは、常にさまざまな優先順位等を加味して総合的に判断してまいりますので、今回決めたこともそういった判断によるものですが、この先どのようにしていくかというのは、社会の状況、それから都、国の状況を見ながら、そしてもちろん現場の状況を考えながら総合的に判断していくということです。

記者

ありがとうございました。

広報課長

それでは次の方よろしいですか。はい、後ろの方お願いいたします。

記者

東京 MX の三好と申します。一昨年から、区内の小学校の校庭から大量の釘が見つかって撤去してきたというような問題に関してなんですけれども、例えば荻窪小学校の改修にはおよそ3,500万円ぐらいかかっているということです。かなり大きい費用のように見えるんですけども、このあたりどういうふうにお考えでいらっしゃいますか。

区長

はい。決して小さな費用ではないと思っています。子どもたちの安全を確保することが大変重要な区の責任ではありますので、これについては、結果としては多額のお金がかかったとしても、これはやらなければいけないというふうに判断しております。

記者

ありがとうございます。付随してもう1点なんですけれども、こういった釘などの異物が校庭からまた出てくることも考えられるのかなというふうに思うんです。今後区としてはどういうふうに進めていこうというようなところがあれば教えていただけないでしょうか。

区長

はい。釘が発見されてから、新たな釘やペグなどを含めてですね、学校には学校の人だけじゃなくて、地域の利用者の方もたくさんいらっしゃって、そういった方も含めて、新しい金属、釘を使わないということのルールを徹底しております。それでもなお、釘など金属が出てくるという状況は報道などの通りなんですけれども。これは杉並区の方針として、定期的な点検ということは今までも行ってきました。特に運動会など、校庭を大勢で使う前の重点的な定期的な点検、目視ではなくレーキを使ったものです。こういったこととあわせて、これは続けていくということしかないかなというふうに考えております。そして、今回のように校庭改修のような大きな工事の時にはですね、より一層包括的な対策がうてますので、こういった機会を捉えて、今回は4校の校庭改修をしっかりと行っていくという、そういう考えで行っています。

記者

ありがとうございました。

広報課長

はい、では2列目の方どうぞ。

記者

NHKの記者の西澤と申します。補正予算の事業一覧で教育費のところなんですけれども、小中学校の改築が2件あって、インフレスライドに伴って追加の工事費を計上というふうにあるんですけれども、こちらはまず区の単独で予算を組んでいるのか、それとも物価高騰とか工事費の高騰に対応した補助金が入った上での予算規模なのか、そこをちょっと教えていただけますでしょうか。

区長

はい。インフレスライドによる物価高騰分を今回計上したというのは、区の独自財源でございます。

記者

2件だけ合わせてもかなり多額な費用にのぼるかなと思うんですけども、今杉並区の方で工事費の高騰に伴って学校施設等ですね、入札不調とかこういった工事費の高騰で整備計画の変更だとか影響というのはどの程度出ているというご認識なんでしょうか。

区長

どの程度というとなかなか難しいんですけど、非常に危機感を持っております。実

際に不調を杉並区は何度も経験しておりますし、学校だけではなく工事全般ですね、学校が不調になりますと児童や学校関係者の影響も大きいですので、より危機感を持っているんですけども、この不調が起きないように綿密な対策を取ることが、今私たちが注力しているところです。

記者

ありがとうございます。どの自治体でも今入札不調が起きていて公共施設の整備とかに影響があるのかなと思うんですけど、今おっしゃっていた話で言うと、単純に価格を引き上げていくという話なのか、それともまた別の手段と考え方を用いて対策していくのか、ちょっとお考えが言える範囲で教えていただければ、お願いします。

区長

はい。適切な価格を査定していくということがまず第一、当然のことだと思います。価格と人というのは非常に連動しておりますので、人を確保できないということが一番の建設現場、建築現場の大きな課題であるということは、杉並区だけではなく全国共通だと思います。そういう中で特に学校の難しさというのは、学校の児童がいる時ではない時に大規模改修が行われることがあって、特にこの夏の課題ですよね、夏の暑さで当然今夏休みというのは重要な工事期間になることが多いんですけども、これが今まで通りのような計画でできるのかという大きな疑問があります。週休2日制が法令で始まったことによって、そもそも工期というのは延びております。その延びた工期をきちんと算定しなければいけないというのも基礎自治体の役目だと思っています。この工期の延びに加えて、この夏の暑さの対策ということを来年ももちろん考えなければいけないと思っております。こうなりますと学校の工期そもそもの考え方を少しずつ現代社会に合わせて修正していかなければいけないのではないかと考えております。そのためには、学校関係者の理解や地域社会の理解も同時に必要ですので、こういった議論をしていかなければいけない局面なのかなというふうに考えております。

記者

分かりました。ありがとうございます。

広報課長

時間も迫ってまいりましたけれども、ご質問されたい方いらっしゃいますでしょうか。

記者

羽田ゆきまさです。度々すみません。児童養護施設の基金なんですけど、寄付を求めて20万円にプラスして、一人あたりいくらぐらいの支援が必要だというような目

標の金額というようなものが何かあるのか。あと、こちらの基金が多く集まったときには、既存の区がやっている 20 万円の補助というのを打ち切って、寄付で賄っていくというような、そういうような意図もあるのかどうか教えてください。

区長

この金額なんですけれども、ちょっと先ほどうまく伝えられなかったのかも分かりませんが、この 20 万円というのは、引っ越しにかかる初期費用の一部というようなことなんですけれども、ここの拡充ということにおいては、お金の面だけでなく、そのお子さん一人ひとりの特性に応じた支援ということで、これいくらですというよりは、こういう支援のためにいくら必要ですねということをきちんと一緒につくっていくということになるのではないかなと思っています。その上で、活用させていただく寄付なんですけれども、例えば令和 6 年は 104 件、令和 7 年は 9 件の寄付をいただいております。ちょっと参考にまでなんですけど、令和 6 年は 300 万円の寄付をいただいております。今までもこの寄付を活用して、20 万円の助成ということをやってきたわけなんですけれども、これからは基金をつくることによって、寄付者に対してもこのような支援をしましたよということだとか、報告も含めてですね、もうちょっと丁寧にすることもできますので、こういった目的を持って、それからあとはケアリーバーの方というのは何年、何名の方がケアリーバーになるかということも年によって違います。どのような支援が必要かということも、その子どもの特性によって違いますので、これをちょっと年度単位の計上ということよりも、基金を使うことによって、今年はこの方たちをサポートしましたというような言い方がより明確にできるかなというふうに思っています。

記者

分かりました、ありがとうございます。あと先ほどの障害者の清掃業務の是正で、清掃業務の技能を取得して、一般企業などで雇ってもらうための訓練とかということをやっていたんだというふうに思うんですが、これを打ち切られると、障害者の方は収入を失うことになるのかなと思ひまして、これは指摘されたことを改善して、障害者の最低賃金の半額くらいの金額だけをお渡しして訓練をとるところを正常にして継続しますという意思があるのか、そこら辺ちょっと教えていただきたいんですが。

区長

はい。ご指摘のように、障害をお持ちの方がですね、どのような社会参画をしていくか、そして就労という形を含めてですね、していくかということは、これは大きな政策課題だというふうに考えています。今回この状況を踏まえて、この事業をやめたわけでは実はなくて、障害のある方を支援する清掃指導員という方が一緒になって支援、指導をしながら、清掃作業を行っていたということなんですけども、清掃指導員の方の募集というのが非常に厳しいという実態があります。ですので、こういったこ

とも含めてですね、公共施設における清掃事務ということの、こちらでも人手不足ということが非常に大きな別の課題としてあります。これを解消していかなければいけませんし、今おっしゃった障害がある方が就労も含めて社会参画をさらに拡充していくということは、公共事業体としての重要な課題意識と政策を持っておりますので、こちらについても引き続きこの事業だけでなく、広くこの施策を推進していくということになるかと思えます。

記者

つまりこの清掃業務の訓練というのは、もうやめることが決まってしまうということですか。

区長

この2つの交流館、障害者交流館においては、この事業は行っておりません。

記者

改善して再開することを目指すことでもないということですか。

区長

それは障害者連合会が主体ですので、まず連合会がどのような形で施設の管理運営をやっていきたいのかということを中心に考えていくことになると思います。その際には、今回の事象から学んで、調査の結果も踏まえて、障害者の交流館ですので、当事者が管理運営をしていきながらという形そのものは、私は杉並区がつくってきた大切な障害者の社会参画の場を当事者が管理していくというそのものは大変大切な取り組みだと思っておりますので、これが一番いい形で展開できるように支援していくということかと思えます。

記者

ありがとうございました。

広報課長

はい。亀松さん。

記者

度々すみません。フリーランスの亀松です。1年前のこの定例記者会見の場では、岸本区長の任期が2年を経過したということで、折り返しになったということで、振り返りと簡単な抱負というのがあったと思うのですが、今ですね、任期1年を切っているという状況です。あと1年弱という中で何をやりたいのか、特にこれだけは実現したいということがもしあれば、お話しいただければと思います。

区長

そうですね。おっしゃる通り任期が1年を切っております。一つ何かというよりは、もちろん掲げた公約だけでなくですね、就任してから見えてきたさまざまな課題について、どれだけ誠実にスピード感を持って日々取り組めるかという重要な1年になるかと思っております。一つというのが大変難しいところなんですけれども、これに関しては来年度の予算の編成が始まっておりますので、そこで職員と議論をしながら、区民の皆さまにお示ししていくということになるかと思えます。

記者

分かりました。

広報課長

その他いかがでしょうか。ご質問の方ございますでしょうか。どうぞ。

記者

度々すみません、東京新聞の佐藤と申します。障害者団体連合会の件なんですけれども、ご説明の中では訓練の内容と契約との乖離が問題であるという話があったんですが、訓練の内容そのものについては問題がなかったというふうに区として今でも認識をされているということでしょうか。個別具体の訓練計画っていうものはそもそも存在しなかった中で、一人ひとりの特性に合わせてとおっしゃるんですけど、賃金も一律で全員同じ、障害の度合というのはそれぞれの方で違うとは思いますが、基本的には同じような待遇でやっていたということなんですけど、それでもやはり訓練の内容としては、一般就労に向けてなのか、目的は日中活動の一環なのか、いずれにせよ、その内容としては問題なく行われていたというふうに認識されているのでしょうか。

区長

障害者団体連合会の認識を私たちとしては、理解しているという状況でございます。今のご質問にお答えするためにもですね、この調査が必要なのではないかなと考えております。これで調査によってお一人お一人ご事情が違ふと思えますし、これに対して連合会がとってきた訓練の内容だとか、書類と実情の乖離があるということは分かっているんですけども、その今のご質問にお答えするためにも、区が認識する材料として私たちが判断するために、どうしてもこの客観的な情報が必要となりますので、これを調査でしっかりともちたいというそういう考えです。

記者

調査の内容には、その訓練が適切だったかどうかも含めて調べるという・・・

区長

そういうことになると思います。

記者

ありがとうございました。

広報課長

その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それではこれもちまして区長記者会見を終了とさせていただきますと思います。本日はどうもありがとうございました。

区長

ありがとうございました。